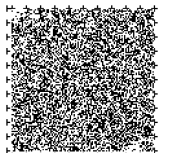
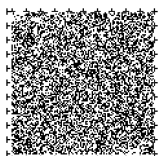

資料編





1 幸手市介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の設置）

第 11 条 市が行う介護保険事業の運営に関し必要な事項について審議するため、幸手市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平 13 条例 2 ・ 追加）

（所掌事務）

第 12 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）介護保険事業計画等の見直しに関する事。
- （2）介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事。
- （3）地域包括支援センターの設置、運営、地域包括支援センターが行う業務の委託その他地域包括支援センターに関する事。
- （4）地域密着型サービスの指定、指定基準、介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、介護保険事業に関する事。

（平 13 条例 2 ・ 追加、平 18 条例 15 ・ 一部改正）

（組織）

第 13 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者を代表する者
- （2）保健、医療及び福祉関係者
- （3）その他市長が必要と認める者

（平 13 条例 2 ・ 追加）

（任期）

第 14 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

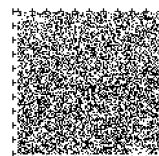
2 委員は、再任されることができる。

（平 13 条例 2 ・ 追加）

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 13 条例 2 ・ 旧第 11 条線下）



2 幸手市介護保険条例施行規則(抜粋)

第7章 介護保険運営協議会

(協議会の会長及び副会長)

第46条 幸手市介護保険運営協議会(以下、「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第47条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長に決するところによる。

(協議会の意見聴取等)

第48条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第49条 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

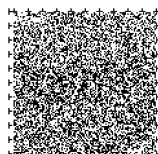
(平17規則12・平21条例37・一部改正)

(協議会への委任)

第50条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

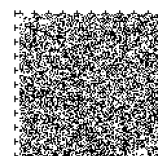
第51条 この規則に定めるもののほか、介護保険の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



3 幸手市介護保険運営協議会委員名簿

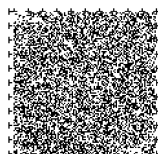
令和2年6月1日現在

No.	区 分	所 属	氏 名
1	被保険者を 代表する者	幸手市区長会代表	松 田 光 男
2		幸手市老人クラブ連合会代表	染 谷 正 夫
3		幸手市ボランティア団体代表	安 嶋 征 子
4		幸手市民生委員・児童委員協議会代表	倉 持 昭 夫
5		被保険者代表（公募選出）	関 口 八重子
6		被保険者代表（公募選出）	増 田 千枝子
7		被保険者代表（公募選出）	大 澤 清 美
8		被保険者代表（公募選出）	松 本 文 子
9	保健・医療 及び 福祉関係者	医師会代表	大 山 重 隆
10		歯科医師会代表	柿 沼 亨
11		薬剤師会代表	中 野 昭 彦
12		介護保険施設代表(東圏域)	荒 木 英 明
13		介護保険施設代表(西圏域)	田 村 正 義
14		介護支援専門員代表	亀 田 純 子
15	上記のほか、 市長が必要と 認める者	学識経験者（日本保健医療大学）	久保川 真由美



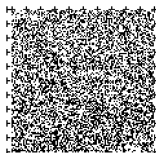
4 計画の策定経過

年	月 日	内 容
平成31年	4月24日	平成31年度第1回幸手市介護保険運営協議会 ①介護保険事業計画の概要について ②幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の作成準備について
令和元年	11月22日	令和元年度第4回幸手市介護保険運営協議会 ①幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務委託について ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等（アンケート調査）について
	12月12日 ～令和2年 1月6日	幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施
令和2年	2月7日	令和元年度第5回幸手市介護保険運営協議会 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等（アンケート調査）について 幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査単純集計抜粋 ②地域包括ケア「見える化」システムについて
	7月29日	令和2年度第1回幸手市介護保険運営協議会 ①幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について 事業計画の基本的記載事項について ②幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告（項目抜粋版）
	11月11日	令和2年度第2回幸手市介護保険運営協議会 ①幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について 事業計画の基本理念、基本目標及び構成について
	12月10日 ～令和3年 1月9日	パブリック・コメントの実施
令和3年	2月3日	令和2年度第3回幸手市介護保険運営協議会 ①幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について

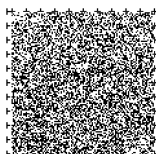


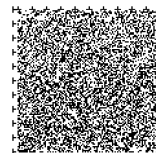
5 用語説明

	用語	説明
ア行	NPO	「Non-Profit Organization」の略称で、特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。法人格を取得することで、任意団体による団体名での銀行口座の開設や事務所の賃借等における不都合を解消し、社会貢献活動を促進することができる。
カ行	介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要支援・要介護認定者からの相談に応じるとともに、要支援・要介護認定者が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるようケアプランを作成し、市町村・介護サービス事業者・施設等との連絡調整を行う専門職。
	介護保険制度	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成9年に介護保険法が成立し、平成12年より介護保険法が施行される。基本的な考え方として、自立支援、利用者本位、社会保険方式となっている。
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）は、すべての市町村で平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行。要支援者や基本チェックリスト該当者等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と第1号被保険者やその支援のための活動に関わる者を対象とした「一般介護予防事業」を実施している。
	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つ。医療ニーズのある中重度の要介護者が在宅での療養生活ができるよう「通う」、「訪問介護」、「訪問看護」、「泊まる」といったサービスを組み合わせて提供する。
	基本チェックリスト	運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れ等の生活に関連する機能を評価し、二次予防事業対象者を把握するための25項目の質問を記載したリスト。
	居宅介護支援事業所	在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類やその内容、提供者等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、介護サービス事業者との調整を行ったりする事業所。開設には市町村の指定が必要となる。所属する介護支援専門員が、介護に関する様々な相談に応じている。
	ケアプラン	要介護認定を受けた利用者個々のニーズに合わせて適切なサービスを提供することを目的に作成される居宅サービス計画。

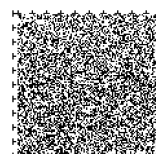


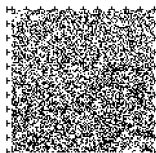
	用語	説明
	ケアマネジメント	要介護者等に対し、個々のニーズや状態に則した介護サービスが総合的かつ一体的、効率的に提供されるよう相互の調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保すること。
	高額介護サービス費	サービス利用者の自己負担額が所得区分に応じた上限額を超えた際に、その超過分を保険給付から支給する制度。
	超高齢社会	総人口に占める高齢化率が21%を超えた状態。
	コーホート変化率法	総人口を年齢ごとの集団(コーホート)に分類し、その変化を基に将来の人口を推計する方法。「コーホート」毎の過去における実績人口の動向から変化率を求め、その変化率に基づいて将来人口を推計する。
サ行	社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」において位置付けられる、専門的知識と技術をもって、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。
	主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	介護支援専門員の資格を有し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導等、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担う専門職。地域包括支援センターや居宅介護支援に携わる事業所への配置が原則、義務づけられている。
	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つ。「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問介護」や「泊まり」を組み合わせ提供する。
	シルバー人材センター	長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の方が集まり会員として登録し、県や市、民間事業所、家庭等から仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事をする事により、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している公益法人。
	審査支払手数料	国民健康保険連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払業務に対して支払われる手数料。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの判断能力の不十分な人のために後見人を選任して、保護、支援する制度のこと。



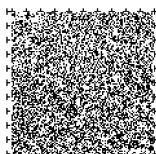


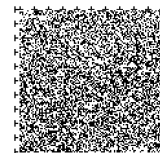
	用語	説明
夕行	第1号被保険者	介護保険の被保険者（加入者）で65歳以上の方。
	第2号被保険者	介護保険の被保険者（加入者）で医療保険に加入している40歳から64歳の方。
	団塊ジュニア世代	昭和46～49年（1971～74年）に生まれた世代。年間の出生数が200万人を超え、第2次ベビーブーム世代ともいう。
	団塊の世代	昭和22～24年（1947～49年）ごろの第1次ベビーブーム期に生まれた世代。他世代と比較して人口が非常に多いことから、この名前が付けられている。
	地域支援事業	介護保険法第115条の45に規定された事業で、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業。
	地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持と生活安定を目的に必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする機関。主な業務は、①介護予防ケアマネジメント事業、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談支援、③被保険者に対する虐待の防止、④支援が困難なケースへの対応 等である。
	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置・運営等について、中立かつ公平な立場から検討を行う組織。市町村を事務局とし、介護サービス事業者・関係団体・被保険者等により構成される。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型サービスの一つ。入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者に対して地域密着型施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を提供するサービス。	



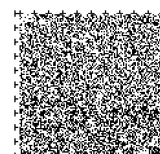


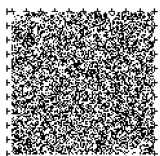
	用語	説明
	地域密着型サービス	都道府県知事の指定（許可）を受ける介護保険施設と異なり、市町村によりサービス提供事業者が指定され、利用者の日常生活圏内での地域の実情に応じて提供されるサービス。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られる。要支援・要介護認定者の住み慣れた地域での生活を、身近な地域で柔軟なサービス提供により支えることを目的としている。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型サービスの一つ。有料老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員が29名以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、サービスの内容や担当者等を定めた計画に基づいて受ける入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービス。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型サービスの一つ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期的または必要なときに随時、利用できるサービス。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護等認定者が施設サービス等を利用した際に、食費・居住費等の負担を軽減するための費用を介護給付費から支給する制度。
ナ行	日常生活圏域	高齢者が適切なサービスを受けながら住み慣れた地域での生活を継続できることを主な目的に、地理的条件・人口・交通事情等の社会的な要件や、施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内に設けられる圏域。
	認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等の障害がおこり、日常生活が送れなくなった状態。
ハ行	認知症施策推進大綱	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のために取りまとめられた、認知症対策の政府の方針。令和元年6月18日に、内閣官房長官を議長、健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣を副議長、その他13大臣を構成員とする「認知症施策推進関係閣僚会議」で決定された。
	認知症対応型共同生活介護	地域密着型サービスの一つ。認知症の要介護者が小規模で家庭的な雰囲気の中で共同生活を行い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービス。





	用語	説明
ハ行	フレイル	高齢になることで筋力や精神面が衰える状態をさすことば。英語の frailty の訳として「虚弱」のかわりに日本老年医学会が提唱している。転じて高齢者が要介護とならないよう予防していくことを目的とする概念もさす。
	バリアフリー	高齢者や障害者等が日常生活を送る上でバリア（障壁）となっているものを取り除くことで、生活しやすい社会をつくるという考え方。現在では、「物理的なバリア（障壁）」以外に、「社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）」を取り除く意味でも用いられている。
マ行	民生委員	民生委員法に基づく役職で、担当する区域において、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要に応じた援助を行い、社会福祉の増進に貢献することを主な役割とする。
ヤ行	夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスの一つ。夜間を含め 24 時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ、包括的にサービスを提供する。
マ行	ユニバーサルデザイン	障害の有無・年齢・国籍・人種等に関係なく、誰もが不自由なく利用できる生活環境を計画・設計するという考え方。
ヤ行	要介護状態	身体又は精神上の障害があるため、入浴・排泄・食事等の日常生活上の基本的な動作の全部又は一部に介護が必要な状態が6ヶ月以上続き、かつ要介護状態区分のいずれかに該当する状態にあること。
	要介護度	要支援・要介護者の介護の状態に応じて振り分けられる区分。現在、要支援1～2、要介護1～5までの7区分が設けられている。
	要介護認定	介護保険サービスの利用を希望する方が要介護者に該当しているか、また、どの要介護状態区分に該当するかを判断し認定する仕組み。
ラ行	リハビリテーション	心身に障害を持つ方の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより、社会復帰させることを目的に行われる訓練や指導のこと。単なる機能障害の改善や維持だけでなく、人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練も含める。
	ロコモティブシンドローム	身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い諸症状のこと。





幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

発行日 令和3年3月
発行 幸手市
編集 幸手市健康福祉部 介護福祉課
〒340-0152 埼玉県幸手市大字天神島 1030-1
幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）
TEL (0480) 42-8444
FAX (0480) 43-5600

